

相談支援従事者現任研修 受講期限早見表【令和8年度版】

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。年限までに現任研修を修了しなかった場合、資格失効となります。（失効した場合、初任者研修を再度受講してください。）

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。

※黄色…R8年度が受講期限

※ピンク…R9年度が受講期限

初任者研修修了年度	現任研修1回目 (この間で1回以上修了)	現任研修2回目 (この間で1回以上修了)	現任研修3回目 (この間で1回以上修了)	現任研修4回目 (この間で1回以上修了)	現任研修5回目 (この間で1回以上修了)
H18年度	H19年度～H23年度	H24年度～H28年度	H29年度～R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度
H19年度	H20年度～H24年度	H25年度～H29年度	H30年度～R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度
H20年度	H21年度～H25年度	H26年度～H30年度	R1年度～R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度
H21年度	H22年度～H26年度	H27年度～R1年度	R2年度～R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度
H22年度	H23年度～H27年度	H28年度～R2年度	R3年度～R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度
H23年度	H24年度～H28年度	H29年度～R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度	R14年度～R18年度
H24年度	H25年度～H29年度	H30年度～R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度	R15年度～R19年度
H25年度	H26年度～H30年度	R1年度～R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度	R16年度～R20年度
H26年度	H27年度～R1年度	R2年度～R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度	R17年度～R21年度
H27年度	H28年度～R2年度	R3年度～R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度	R18年度～R22年度
H28年度	H29年度～R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度	R14年度～R18年度	R19年度～R23年度
H29年度	H30年度～R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度	R15年度～R19年度	R20年度～R24年度
H30年度	R1年度～R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度	R16年度～R20年度	R21年度～R25年度
R元年度	R2年度～R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度	R17年度～R21年度	R22年度～R26年度
R2年度	R3年度～R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度	R18年度～R22年度	R23年度～R27年度
R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度	R14年度～R18年度	R19年度～R23年度	R24年度～R28年度
R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度	R15年度～R19年度	R20年度～R24年度	R25年度～R29年度
R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度	R16年度～R20年度	R21年度～R25年度	R26年度～R30年度
R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度	R17年度～R21年度	R22年度～R26年度	R27年度～R31年度
R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度	R18年度～R22年度	R23年度～R27年度	R28年度～R32年度

現任研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある ② 現に相談支援業務に従事している (ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要があります。)
------	--